

## さいたま市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年1月10日付けさいたま市監査委員告示第2号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和6年 4月 8日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	三	神	尊	志
同	高	子		景

## 指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事]                      建築部                      保全管理課                      ・大戸児童センター中規模修繕工事</p> <p>玄関庇の修繕において、労働者は、高さが2 m以上の箇所で塗装作業を行っていた。</p> <p>墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、作業床を設けなければならない。また、作業床を設けることが困難なときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないにもかかわらず、何らの措置も講じていない状況が見受けられた。</p> <p>労働者の危険を防止するための措置を講じていないことから、労働安全衛生規則第518条に基づき、受注者を適正に指導・監督すべきである。</p> <p>照明器具に使用されていた蛍光灯において、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等による撤去後の処理状況が確認できない。</p> <p>蛍光灯は、水銀が使用されている製品であることから、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯、HIDランプ等、水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの）に指定されており、水銀使用製品産業廃棄物は、環境上適正な処理を確保することや、産業廃棄物管理票（マ</p>	<p>高さが2 m以上の作業において、労働安全衛生規則第518条に基づく墜落による労働者の危険を防止するための措置を行うよう、受注者を適正に指導・監督し、再発防止の徹底を図ります。</p> <p>廃棄物の処理において、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、搬出後適切に処理したことを確認するよう受注者を適正に指導・監督し、再発防止の徹底を図ります。</p>

# 指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>ニフェスト) 等においてその取扱いを明らかにすることにより、廃棄物焼却施設に投入される水銀量を削減することで水銀の大気排出を抑制しなければならないにもかかわらず、本件工事において撤去された蛍光ランプの処理状況が不明である。</p> <p>蛍光ランプの処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3に基づく処理を明らかにする産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の提出を求める等、受注者を適正に指導・監督すべきである。</p>	

## 指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事]                      北部建設事務所                      道路安全対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道整備工事（主要地方道さいたま春日部線・東町工区）</li> </ul> <p>再生砂の使用において、土壌の汚染に係る環境基準への適合を確認するための六価クロム溶出試験*を実施せず、受発注者とも材料の適否を確認していなかった。</p> <p>再生砂の使用に当たっては、受注者は1購入先あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認しなければならない。</p> <p>前回の指摘にもかかわらず、六価クロム溶出試験が実施されていないことから、平成19年11月13日付けで技術管理課長から発出された、公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項に係る通知に基づき、六価クロム溶出試験を実施するよう、受注者を適正に指導・監督すべきである。</p> <p>※セメント及びセメント系固化材を土壌と混合すると、土壌の条件によっては発がん性物質である六価クロムが土壌環境基準を超える濃度で溶出するおそれがあるため、土壌環境基準を満たすことを確認するための試験</p>	<p>六価クロム溶出試験について職員へ周知徹底を図るとともに、受注者に対しても適正に指導・監督し、再発防止の徹底を図ります。</p>

指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事]                      北部建設事務所                      道路建設課                      ・岩槻中央通り線市宿工区街路整備工事                      (R3)</p> <p>電線共同溝の特殊部設置において、高さが2 m以上の開口部を設けていた。</p> <p>墜落により労働者に危険が及ぶおそれのある箇所には、囲い等を設けなければならない、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないにもかかわらず、何ら措置を講じていない状況が見受けられた。</p> <p>労働者の危険を防止するための措置を講じていないことから、労働安全衛生規則第519条に基づき、受注者を適正に指導・監督すべきである。</p>	<p>労働安全衛生規則に基づき適切な安全対策を実施するため、受注者に対して転落防止措置を徹底するよう指導するとともに、事務所内で指摘事項を情報共有し、再発防止の徹底を図ります。</p>

## 指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事]                      北部建設事務所                      河川整備課                      ・浮谷地内排水路改修工事（北河 R3）</p> <p>監理技術者の配置において、本件工事は、本市が注文者である公共工事であることから、配置される監理技術者は、建設業法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない。また、同条第5項の規定により、専任の者でなければならない監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。</p> <p>本件工事に配置された監理技術者資格者証の写しを確認したところ、有効期限が平成34年（令和4年）4月2日となっているにもかかわらず、その日を超えてもなお、本件工事は継続しており、令和4年4月3日から工期末までの間、有すべき監理技術者としての資格を有しない者の従事により行われていた。</p> <p>建設業法第26条第5項の規定に基づき、適正な資格を有した者が配置されるよう、受注者を適正に指導・監督すべきである。</p> <p>建設副産物の処理において、本工事では、特定建設資材であるコンクリート及びアスファルト・コンクリートの解体並</p>	<p>職員に法の趣旨について理解を深める研修を行うとともに、再発防止の為にチェックリストを活用した対策を講じます。また受注者に対しても適正に指導・監督し、再発防止の徹底を図ります。</p> <p>職員に法に基づく手続の周知徹底を行うとともに、法の理解を深める研修を行います。またチェックリストを活用した対策を講じ、再</p>

# 指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>びに新築を含むことから、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条に基づき、工事に着手する日までに市長への通知が必要であるが、通知がなされていないことから、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>発防止の徹底を図ります。</p>

## 指摘事項等措置報告書

保健衛生局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 保健部 思い出の里市営霊園事務所 ・思い出の里立体屋内墓地照明設備修繕 A</p> <p>契約相手方の決定において、見積合わせを執行せずに契約相手方を決定していた。</p> <p>契約相手方の決定に際しては、選定する業者数や経るべき一連の手続が定められているが、本施設修繕においては、緊急の必要であるとの認識の下で、それら一連の手続を経ず契約相手方を決定していた。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号においては、緊急の必要を理由として随意契約によることができる旨の規定があるが、緊急の必要とは、客観的性質からの緊急性が必要であり、緊急の対応を行わなければ、市民生活等に重大な影響が生じるおそれがあること等と解されている。</p> <p>一方で、本件の修繕対象物は照明設備であり、一時的な他の照明機器の使用等により、一定程度の機能維持が見込めることから、通常必要な一連の手続を要しない程度の緊急性があったとは認められない。また、不具合の覚知から修繕作業着手に約1か月の期間を空けていることから、緊急の必要を適用する合理性があったとは認められない。</p>	<p>今後の契約方法及び手続きにおきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の定義について、あらためて所内共有を徹底し、今後の修繕業務では、対象物の状況等を適正に把握の上、さいたま市施設修繕業者選定要綱第5条及び施設修繕契約事務取扱要綱の各条項に基づき、適正な契約事務を行います。</p>

## 指摘事項等措置報告書

保健衛生局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>契約相手方の決定に係る事務は、さいたま市施設修繕業者選定要綱第5条に基づき適正数の業者を選定し、さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱の各条項（主に第12条から第33条）に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>・思い出の里立体屋内墓地照明設備修繕 B</p> <p>契約相手方の決定において、見積合わせを執行せずに契約相手方を決定していた。</p> <p>契約相手方の決定に際しては、選定する業者数や経るべき一連の手続が定められているが、本施設修繕においては、緊急の必要であるとの認識の下で、それら一連の手続を経ず契約相手方を決定していた。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号においては、緊急の必要を理由として随意契約によることができる旨の規定があるが、緊急の必要とは、客観的性質からの緊急性が必要であり、緊急の対応を行わなければ、市民生活等に重大な影響が生じるおそれがあること等と解されている。</p> <p>一方で、本件の修繕対象物は照明設備であり、一時的な他の照明機器の使用等により、一定程度の機能維持が見込めることから、通常必要な一連の手続を要しない程度の緊急性があったとは認めら</p>	<p>今後の契約方法及び手続きにおきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の定義について、あらためて所内共有を徹底し、今後の修繕業務では、対象物の状況等を適正に把握の上、さいたま市施設修繕業者選定要綱第5条及び施設修繕契約事務取扱要綱の各条項に基づき、適正な契約事務を行います。</p>

## 指摘事項等措置報告書

保健衛生局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>れない。また、不具合の覚知から修繕作業着手に約1か月の期間を空けていることから、緊急の必要を適用する合理性があったとは認められない。</p> <p>契約相手方の決定に係る事務は、さいたま市施設修繕業者選定要綱第5条に基づき適正数の業者を選定し、さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱の各条項（主に第12条から第33条）に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>・思い出の里立体屋内墓地照明設備修繕C</p> <p>契約相手方の決定において、見積合わせを執行せずに契約相手方を決定していた。</p> <p>契約相手方の決定に際しては、選定する業者数や経るべき一連の手続が定められているが、本施設修繕においては、緊急の必要であるとの認識の下で、それら一連の手続を経ず契約相手方を決定していた。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号においては、緊急の必要を理由として随意契約によることができる旨の規定があるが、緊急の必要とは、客観的性質からの緊急性が必要であり、緊急の対応を行わなければ、市民生活等に重大な影響が生じるおそれがあること等と解されている。</p> <p>一方で、本件の修繕対象物は照明設備</p>	<p>今後の契約方法及び手続きにおきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の定義について、あらためて所内共有を徹底し、今後の修繕業務では、対象物の状況等を適正に把握の上、さいたま市施設修繕業者選定要綱第5条及び施設修繕契約事務取扱要綱の各条項に基づき、適正な契約事務を行います。</p>

## 指摘事項等措置報告書

保健衛生局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>であり、一時的な他の照明機器の使用等により、一定程度の機能維持が見込めることから、通常必要な一連の手続を要しない程度の緊急性があったとは認められない。また、不具合の覚知から修繕作業着手に約1か月の期間を空けていることから、緊急の必要を適用する合理性があったとは認められない。</p> <p>契約相手方の決定に係る事務は、さいたま市施設修繕業者選定要綱第5条に基づき適正数の業者を選定し、さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱の各条項（主に第12条から第33条）に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>・施設修繕番号②（思い出の里立体屋内墓地照明設備修繕A）、施設修繕番号③（思い出の里立体屋内墓地照明設備修繕B）、施設修繕番号④（思い出の里立体屋内墓地照明設備修繕C）及び施設修繕番号⑤（思い出の里立体屋内墓地照明設備修繕D）について</p> <p>保健衛生局保健部思い出の里市営霊園事務所は、市営霊園内立体屋内墓地の1階西側天井照明の一部に不点灯が見受けられたことから、照明設備（安定器及び蛍光ランプ）の交換を行うため、次表のとおり4件の施設修繕を執行した。</p> <p>4件の業務は、墓地利用者からの要望により、施設修繕番号②が対象とするエリアの不点灯に対応する修繕②を先行して発注し、その後、隣接する修繕③が</p>	<p>本修繕は、夜間における墓参者の安全性の確保及び防犯等を勘考し設置された照明設備ではありますが、墓参者から当該区画の周辺照明が切れているため大変危険であるとの指摘を受けたため、安全な墓参に支障をきたすことから、当初、緊急修繕にて、当該箇所の修繕Aを先行して行いました。</p> <p>その後も、墓参者の安全性等の観点から、最終的に修繕BからDを段階的に修繕を行った結果、ご指摘のとおり、疑義が残る契約内容と</p>

指摘事項等措置報告書

保健衛生局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>対応するエリアに調査を拵げた結果、さらに不具合が判明したことで追加的に修繕③を発注した。以降、同様の経緯により修繕④、修繕⑤を順次追加したとのことである。</p> <p>しかし、設備の不具合が順次判明したために別途の契約としたこれらの4件は、互いに隣接する箇所での業務であり、なおかつ業務内容が類似している。さらに履行期間も接近し、受注者も同一業者であり、一括に発注すべき案件を意図的に分割した実質的な違法行為と捉えられかねない契約であるため、このような契約とすべきではない。</p>	<p>なつたものです。</p> <p>本修繕契約に至つた根本的な要因としまして、日常的に行うべき点検の不備が招いた結果であり、今後におきましては、日常点検を確実に実施し、修繕計画をしっかりと立て、修繕費用の平準化を図り、経済性や効率性に十分配慮した契約での発注を行うよう、徹底します。</p>

## 指摘事項等措置報告書

福祉局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕]                      障害福祉部                      障害政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市大崎むつみの里高压ケーブル更新修繕</li> </ul> <p>執行予定額の算定において、本件施設修繕の予算書上の予算額を執行予定額とし、取引の実例価格等と乖離する価格により発注していた。</p> <p>執行予定額とは、契約額を決定するための基準となるものであり、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。本件施設修繕の発注に当たっては、3者から見積書を徴取しているが、それらの見積書と執行予定額を照合しても特段の関連性は見受けられず、予算書上の予算額による執行予定額が、取引の実例価格等を考慮したとは認められない。</p> <p>執行予定額の算定に当たっては、予算決算及び会計令第99条の5に基づき、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるべきである。</p>	<p>今後につきましては、「予算決算及び会計令」を遵守し、執行予定額を適正に定めます。</p>